

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

平成 8 年 5 月 30 日
規 則 第 1 号

改正

平成 23 年 2 月 18 日 規則第 2 号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則については、藤井寺市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 45 年藤井寺市規則第 1 号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 2 月 18 日規則第 2 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。